

令和 年 月 日

社会福祉法人善隣福社会
短期入所生活介護事業所 白浜の里愛誠園

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 4770500520 号)

当事業所は利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。「要支援 1」「要支援 2」と認定された方や要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	7
6. 事故発生時の対応	8
7. 緊急時の対応	8
8. 非常災害対策の対応について（業務継続計画の策定等について）	8

重要事項説明書附属文書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 善隣福祉会
(2) 法人所在地 沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 26 番地 8 号
(3) 電話番号 098-897-8231
(4) 代表者氏名 施設長 我如古 正昭
(5) 設立年月 昭和 55 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 24 年 6 月 1 日指定
沖縄県指定第 4770500520 号
※当事業所は介護老人福祉施設『白浜の里愛誠園』に併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者の心身の機能維持ならびに、介護者の身体的および、精神的負担の軽減を図るため、利用者の必要に応じた日常生活[入浴、排泄、食事、その他の介護]の支援および機能訓練を行う。
- (3) 事業所名称 短期入所生活介護事業所 白浜の里愛誠園
(4) 事業所所在地 沖縄県宜野湾市宇地泊 1 丁目 20 番 7 号
(5) 電話番号 098-943-1199

- (6) 管理者 氏名 我如古 正昭

- (7) 運営方針
当事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持、ならびに利用者の家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図る。

- (8) 開設年月 平成 24 年 6 月 1 日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	受付時間
年中無休	月曜日～金曜日 08:30～17:30

- (10) 利用定員 空床状況に応じての受け入れとなります。
- (11) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ただし、施設入所者が何らかの理由により、空床となった居室をご利用して頂くことになります。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（個室）	60室	1ユニット10名 全6ユニット 洗面設備
食堂（共同生活室）	6室	1ユニット1室
浴室	3室	2ユニット1室 特殊浴槽完備
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

居室の変更：ご契約者や利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員数 (人)	区分				指定基準 人数
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	0	1	0	0	1
生活相談員	1	1	0	0	0	1
介護職員	30	30	0	0	0	20
看護職員	5	3	1	1	0	3
機能訓練指導員	1	0	1	0	0	1
介護支援専門員	2	2	0	0	0	1
医 師	1	0	0	1	0	1
管理栄養士	1	1	0	0	0	1

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週 水曜日 9:30～11:30 1名

2. 介護職員	早番 07:00～16:00 早半①07:00～11:00 遅番 10:00～19:00 早半②07:30～11:30 遅半 10:00～14:00 夜勤 18:00～08:00 日勤 08:30～17:30 半日 08:30～12:30 半日 12:30～17:30
3. 看護職員	早勤： 08:00～17:00 遅番 10:00～19:00 中番： 09:00～18:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事・おやつ

- 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- 当事業所では、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると
ともに、できる限り自立して食事をとることができるよう支援します。

（基本食事時間）

朝食 7:30～9:00 昼食 11:30～12:30 おやつ 15:00 夕食 17:30～18:30

② 入 浴

- 当事業所では、利用者の身体を清潔維持し、快適な生活を送るための入浴を
行います。
- 特殊浴槽設備
- やむを得なく入浴のできない場合は清拭を行います。

③ 排 泄

- 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機 能 訓 練

- 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るの
に必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥ 送 迎

- 利用者の心身の状態、家族等の事情等から、送迎を行う。(片道につき 184 単位)

【送迎の実施地域】

宜野湾市・北谷町・浦添市・沖縄市・北中城村・中城村・西原町・嘉手納町・読谷村

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度や負担割合に応じて異なります。）

単位：円

	介護保険料 ①	夜勤職員配置加算(Ⅱ) ②	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ③	看護体制加算(Ⅰ) ④	サービス利用に係る自己負担額 ① + ② + ③ + ④
要介護 1	704	18	18	4	744
要介護 2	772	18	18	4	812
要介護 3	847	18	18	4	887
要介護 4	918	18	18	4	958
要介護 5	987	18	18	4	1,027
要支援 1	529		18		547
要支援 2	656		18		674

単位：円

送迎加算(1回)	184
療養食加算(1日)	23

別途、介護職員処遇改善加算Ⅰ(Ⅱ)17.6%が算定加算されます。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)10 単位(月額)が算定されます。

※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 利用者に提供する食費（食材料費及び調理費）、滞在費（高熱水費）は別途いただきます。（下記（2）①②参照）

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食費（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

食費基準額	朝食 415 円	昼食 565 円	夕食 565 円
-------	----------	----------	----------

食費 (1日)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常 (第4段階)
	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	
	300 円	600 円	1,030 円	1,360 円	1,545 円

*個人の希望により特別に用意する食事・外食などにかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

② 滞在費（高熱水費）

介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費の金額（1日当たり）のご負担となります。

個室 (1日)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常 (第4段階)
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
	880 円	880 円	1,370 円	1,470 円	2,066 円

③ レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

＊経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用の月末の翌月に請求書を発送致しますのでご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者や利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者や利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者や利用者に提示して協議します。
- 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。又、ご意見受付票およびご意見箱を施設入口正面カウンターに設置しています。

苦情受付窓口 介護支援専門員 具志堅 充 生活相談員 下條 翔希
受 付 時 間 月曜日～金曜日
08:30～17:30 (12:00～13:00 休み)

(2) 苦情処理体制・手順

苦情処理台帳に記載→苦情処理方法の記載・管理者決裁→関係者との連携→改善について利用者へ確認→苦情処理の成果等台帳記載→職員への周知

(3) 行政機関その他苦情受付機関

宜野湾市役所介護保険担当課	住 所	宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号
	電 話	098-893-4411 (代表)
	受付時間	9:00～17:00

沖縄県健康保険団体連合会	住 所	那覇市西 3 丁目 14 番 18 号
	電 話	098-860-2026
	受付時間	9:00～17:00

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	住 所	那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番 1 号
	電 話	098-860-2866
	受付時間	9:00～17:00

(4) 第三者機関による評価

当該事業所における第三者評価機関による評価の実施状況 無

6. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行う。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- (3) 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

7. 緊急時等の対応

当事業所は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師、又はあらかじめ短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

8. 非常災害対策の対応について（業務継続計画の策定等について）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する当園の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 虐待の防止

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待に関する責任者 介護係長 宮城正和

- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④虐待防止委員会を設置しています。

- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所 白浜の里愛誠園

説明者 職名.....氏名.....印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

契約者 住所.....

氏名.....印

重要事項説明書付属文書

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
(2) 建物の延べ床面積 3,179.36㎡

2. 職員の配置状況 <配置職員の職種>

介護職員 入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。**[2名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています]**

生活相談員 入所者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
[1名の生活相談員を配置しています]

看護職員 主に入所者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
[4名の看護師を配置しています]

管理栄養士 主に入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行います。
[1名の管理栄養士を配置しています]

介護支援専門員 入所者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

[1名の介護支援専門員を配置しています]

機能訓練指導員

入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または、その減退を防止するための訓練をおこないます。

〔1名の機能訓練指導員を配置しています〕

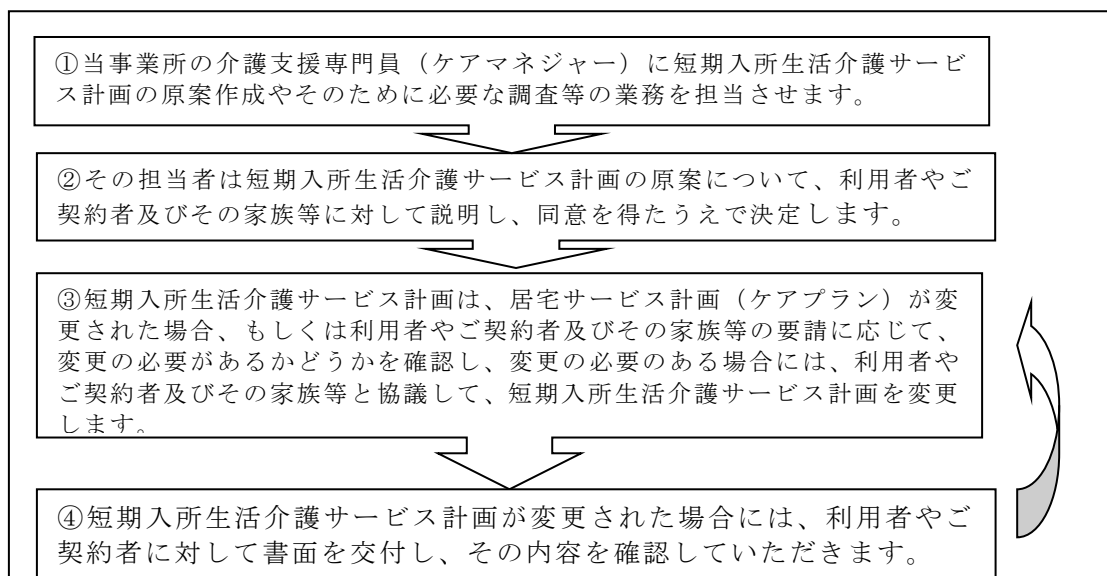
医師（嘱託）

入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

〔1名の非常勤医師を配置しています〕

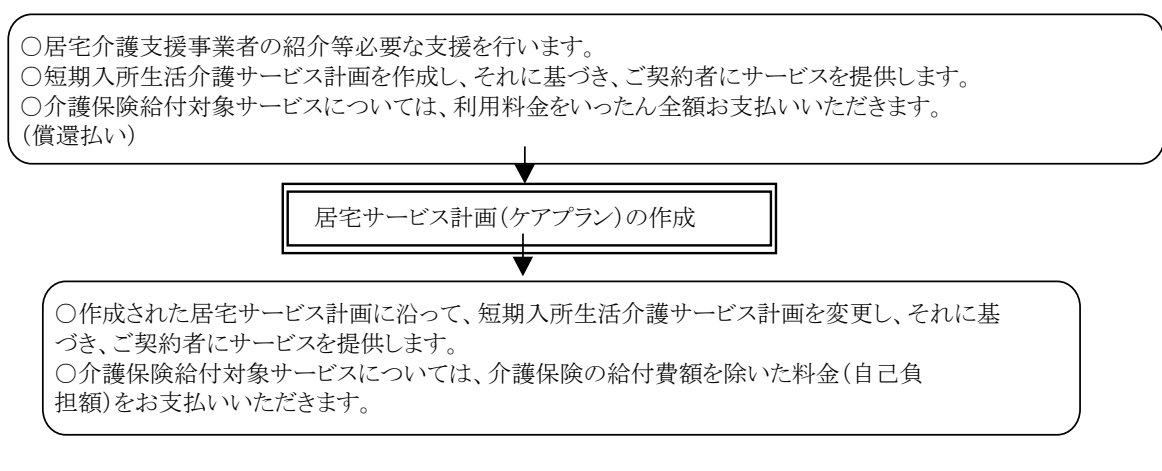
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- （１）利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、施設独自の「短期入所生活介護利用者調書」と「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです

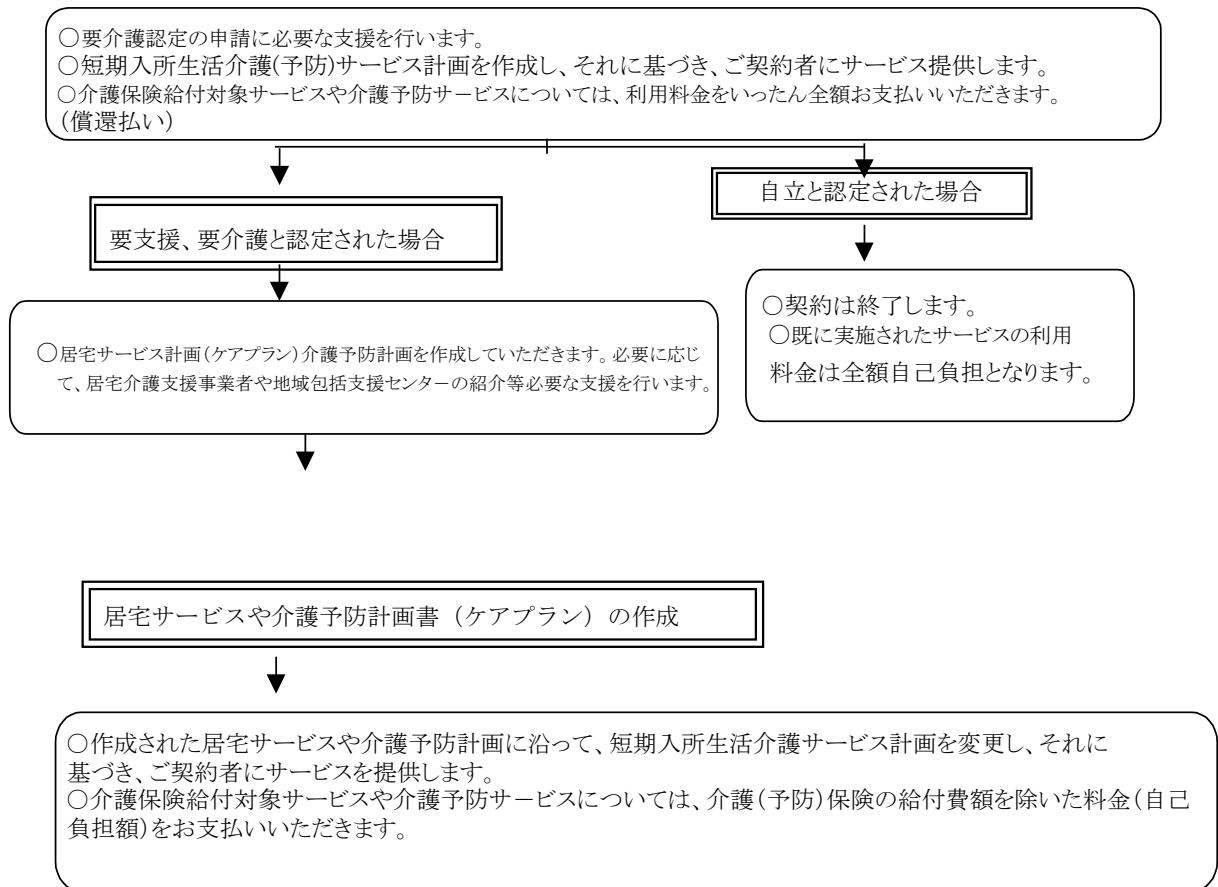


- （２）利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②「要支援 1」「要支援 2」と認定された方や要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者やご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者やご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者やご契約者、及びご家族から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の入所者や利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者やご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三

者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ペット、危険物等

(2) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者や利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者やご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①-1 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 緑水会 宜野湾記念病院
所在地	宜野湾市宜野湾3丁目3番13号
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・脳神経外科

①-2 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 球陽会 海邦病院
所在地	宜野湾市真志喜2丁目23番5号
診療科	・内科・整形外科・人口透析内科・呼吸器内科・循環器内科・総合診療科・泌尿器科・消化器内科・耳鼻咽喉科・リウマチ科・放射線科・リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ファーストデンタルクリニックさくら
所在地	浦添市宮城3-3-1 まるせいマンション

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①利用者が死亡した場合 ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合 ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ④当事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者やご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の入所者や利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者やご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者や利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。